

福島第二原子力発電所3号機の安全確保に係る取組状況について

平成17年12月9日

東京電力(株)福島第二原子力発電所3号機(以下「当該機」という。)は、平成16年12月2日から平成17年12月中旬までの予定で原子炉を停止し、第13回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受けるとともに、平成17年11月29日には、立地町等とともに立入調査を実施し、当該機の安全確保に関する取組状況や企業システムの改善等の取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

事業者においては、今停止期間中に、炉心シュラウドのひび除去部3箇所の目視点検、制御棒駆動機構ハウジングスタブチューブ点検及び応力改善、原子炉再循環系配管の応力改善及びひび割れ箇所の取替、タービン系配管等については他プラントの減肉事象を踏まえた類似箇所の点検等、トラブル再発防止の取組みが進められるとともに、非常用炉心冷却システムストレーナ閉塞問題を踏まえ、原子炉格納容器内繊維質保温材を撤去する等の予防保全の取組みが行われている。

県は、さきに、事業者に対し一連の不正問題の総括として、風通しが良く透明性の高い発電所運営について一層の取組みを求めたところであり、また、本年8月に県知事宛に情報提供があった原子力発電所保全部の監理業務等に係る12月7日の事業者の調査結果を踏まえ、現場管理の改善について、早期に具体的な方策を示し計画的に取り組んでいくことを要請したところである。

福島第二原子力発電所においては、「パートナーシップ委員会」の運営等により協力企業とのコミュニケーション強化の取組みが進められているが、企業

の垣根を超えて、安全意識、品質意識が共有化され、安全上の問題や意見をオープンに出せる風土と問題解決の仕組みの構築、運営に更なる努力が求められる。

事業者においては、今後、起動試験等を実施する際には、当該機の定期事業者検査においてヒューマンエラーによる誤警報が頻発したこと等に鑑み、各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、県のこれまでの指摘を踏まえ、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。